

茨城の教育

茨城県高等学校教職員組合
310-0853 茨城県水戸市平須町表原1-93
telephone 029-305-3075
facsimile 029-305-3317
www.mito.ne.jp/~iba-kou/

人事院が2年連続で賃金引き下げを勧告

人事院は8月11日、一般職国家公務員の給与等にかんする勧告を行った。内容は、若年層など一部の職員をのぞく月例給の平均0.1%引き下げ、55歳以上の一部職員の1.5%減額、一時金の0.2月引き下げなど（**右下囲み**）。

この勧告が実施された場合、平均年収は9万4千円の減額になる。特に、一時金（ボーナス）は年間で3.95月になり、47年前の1963年の水準まで一気に逆戻りする。2年間で合計0.55月分の一時金削減は、公務員労働者の生活設計に重大な支障をもたらすものであり、断じて認められるものではない。

また、2013年度から段階的に定年を延長しつつ、給与水準を「相当程度」引き下げるとしている。3割程度的大幅減額がおこなわれる可能性がある。

人事院勧告は国家公務員の給与等に関するものではあるが、地方公務員給与に関する都道府県人事委員会の勧告にも大きな影響を及ぼすことが懸念される。

茨高教組は全教・全労連の行動提起に結集し、賃金改善要求の署名（全国で66,376筆）、職場要求決議（全国で2819職場）とともに、7・28中央行動、人事院前座り込み行動に参加し

た。このような職場からのたたかいが、人事院が当初提案した55歳以上全員対象の賃金削減を押しもどし、管理職層に限定せざるをえなくさせる大きな力になった。

今回の賃下げ勧告は、公務員の生活に多大な悪影響を及ぼす

ばかりでなく、民間労働者や地域経済にも大きなマイナスの影響を与えるものである。

茨高教組は、10月上旬に出されるであろう茨城県人事委員会勧告に向けて、地公労に結集し、茨城県職員の生活を守る立場で大いに奮闘していく。

人事院勧告の概要

1 月例給

- 中高年齢層（40歳台以上）平均0.1%引き下げ
- 55歳を超える職員（行政職俸給表（一）5級以上の職員及びこれに相当する級の職員を除く）1.5%の引き下げ

2 期末・勤勉手当（ボーナス）

- 0.2月引き下げ（4.15月→3.95月）

3 減額調整

- 月例給、ボーナスの減額分については、12月の期末手当で減額調整

4 給与構造改革

- 給与構造改革による制度改正が本年度で終了。2011年1月

1日から昇給抑制措置も終了し、通常昇給は4号俸。

- 2011年4月、若年・中堅層（4月時点で43歳未満の職員）は1号俸上位に調整。

5 定年延長

- 2013年度から3年に1歳ずつ段階的に65歳まで定年年齢を引き上げ。
- 60歳台前半の給与水準の相当程度の引き下げ。

6 その他

- 1回の病気休暇の上限期間の設定など病気休暇制度の見直し。
- 非常勤職員に対して、育児休業等を行うことができるよう育児休業法改正の意見の申出及び介護休暇制度の導入についても措置。

水戸地裁が模擬試験監督を公務外とする不当判決

日立第二高校教諭の竹中洋子さんが、地方公務員災害補償基金に対し、出勤途上の交通事故による負傷を公務上災害と認定するよう求めた行政訴訟で、さる6月24日、水戸地方裁判所民事第2部（窪木稔裁判長）は請求を棄却する判決を言い渡した。

2004年7月10日（土曜日）、日立二高で実施される模擬試験の監督を割り当てられ自動車で出勤途上の竹中さんは、脇見運転の自動車に追突された。乗っていた自動車は大破して「全損」となるほどの大事故で、竹中さんは頸椎がずれて脊髄神経を圧迫したことにより、持続的な痛みのほか知覚障害、運動障害などの後遺障害を負った。このため、竹中さんは地方公務員災害補償基金に公務災害としての補償を求めたが、同基金は模擬試験の監督は公務ではないので補償の対象とならないとの行政処分を下した（2007年2月）。これに対して、竹中さんは、地方公務員災害補償基金茨城県支部審査会と基金本部審査会に審査請求したがいずれも棄却されたため、2008年10月、水戸地裁に、地方公務員災害補償基金を被告とする行政訴訟を提起していた。

日立二高の模擬試験は、学校が実施する教育活動の一環にほかならない。すなわち、ベネッセの全国模試問題を用いるものであるが、7月10日に学校内で実施することについては、進路指導部が企画立案した原案を職員会議で決定したものである。模擬試験は、学校の年間計画に組み込まれ、校長名の文書で保護者に通知されたうえで、学校を会場に、同校教諭が監督業務を担当して実施された。それにもかかわらず、通勤途上の交通事故による負傷が公務上の災害とみなされず、なんらの補償もされず、すでに6年間も放置され

ているのはどうしてか？

教員の時間外勤務と公務災害

厚生労働省管轄の労働者災害補償制度は、補償の対象が民間労働者に限られる。国家公務員、地方公務員、船員については、それぞれ独立した制度が設定されている。地方公務員については、地方公務員災害補償法（昭和42年8月1日、法律第121号）により設置された「地方公務員災害補償基金」が、公務災害すなわち公務員の労働災害にかんする補償をおこなう。「地方公務員災害補償基金」は、東京に「本部」が、各都道府県・政令市に「支部」が置かれ、各「支部」では都道府県知事・市長が名目の「支部長」をつとめ、都道府県庁・市役所の職員福利厚生担当課の職員が「支部」の業務を担当している。総務省自治行政局公務員部の直接指揮下にある「本部」の統制のもと、全国一律の基準・方針により制度が運用されている（www.chikousai.jp/index.htm）。

行政職や現業職の公務員であれば、勤務時間外の勤務や休日勤務の際に事故で傷害を負ったような場合であっても、当然、公務中の災害によるものとして公務災害補償の対象となる。ところが、教育職の公務員の場合、都道府県条例により勤務時間外の勤務は一部例外（非常災害、実習、学校行事、職員会議の4つで、臨時または緊急の場合に限る）を除いて禁止されていることから、話が複雑になる。勤務時間外に公務災害が起きた場合、勤務時間外に教員を勤務させていた事実が露呈し、ただちに使用者である都道府県・市区町村教育委員会の違法行為責任が問題になるのだ。時間外勤務中に公立学校教員が労働災害にあった場合、労働災害により損害をうけた教員に対する公務災害補償が実施されなければ

ならない。しかし、条例で禁止された時間外勤務の場合、それでは終わらない。使用者は、条例で禁止された時間外勤務命令という不法行為によって公務員労働者に損害を与えたことになるので、公務災害補償とは別に不法行為による損害を賠償する法的義務を負う（民法第709条）。そのうえで時間外勤務をさせた都道府県・市区町村教育委員会の責任を明らかにし、場合によっては、任命権者である教育委員会の人事担当者や幹部職員のほか、所属長である校長らを懲戒処分につす必要がある。さらに、以後、条例違反の時間外勤務がおこなわれないよう対策を講じなければならない。

ところが、総務省指揮下の基金本部と各都道府県・政令市の基金支部（支部長＝都道府県知事・市長）は、都道府県・市区町村教育委員会が違法に時間外勤務をさせていたことが問題化するのを回避するため、「都道府県・市区町村教育委員会は勤務時間外に勤務するよう命令していなかった」ことにするのである。災害にあった地方公務員は、時間外勤務をおこなうよう職務命令をうけることなく、自主的に（勝手に）働いていたことにされてしまう。使用者の命令によらず、自主的に（勝手に）働いていたとあっては、それは公務ではなく私的行為にすぎないから、その際の災害は公務上の災害ではないことになり、当然、公務災害補償の対象にはならない。

勤務時間外に勤務に従事していたことはあきらかであるのに、その事実を隠蔽するため、「原則として時間外勤務は命じないものとする」という条例の文言を悪用して、「命じ」てはいないのに、教員らが自主的に（勝手に）時間外に勤務しただけだと強弁するのである。かりに労災補償にからんで、民間企業の人事担当

者がこのような言い訳をしたらどうなるだろうか。労働基準監督官がこの見え透いた言い逃れを認めることは絶対にありえないだろう。ところが、公務員の災害補償制度の場合、地方公務員災害補償基金は、使用者の立場にたつ身内をかばって、みずから虚偽を申し立てる。国と地方の官僚機構が結託して災害補償制度を蹂躪しているのだ。

職員会議と校長の関係

日立二高の竹中さんの事案における地方公務員災害補償基金と茨城県教育委員会の対応状況を具体的にみてみよう。

地方公務員災害補償基金茨城県支部からの照会に対して、日立二高の校長は、模試実施は職員会議で決定したとする一方、教員による監督業務については、「進路指導部又は3学年の依頼により、希望する職員が監督」したのであって校長の勤務命令によるものではないと無責任で矛盾した説明をおこなった。

茨城県教育委員会（担当課＝高校教育課）は「任命権者の意見」として、「週休日〔土曜・日曜〕における模擬試験監督は、学校長が出金命令を発して行なう校務〔「公務」の誤り〕には当たらない」と述べ、監督業務は教員らが自主的に（勝手に）おこなったものであるから公務ではないと主張した。このような所属長（校長）と任命権者（県教育委員会）による責任逃れの虚偽説明のうえにたって、基金茨城県支部（支部長＝橋本昌県知事）は公務外と認定し、災害補償を拒否する行政処分をくだした。

ところが、県教育委員会（高校教育課）は、地方公務員災害補償基金による「公務外認定」を根拠にして、模試監督は公務でないとし、教育公務員特例法第17条による教育に関する兼職願を提出したうえで週休日の模試監督をおこなうよう指示した（2007年5月。これは現在も踏襲

されている）。しかし、これは前提と帰結の関係をとり違えている。基金支部の「公務外認定」は、所属長（校長）と任命権者（県教育委員会）が「公務ではない」と断言したことを根拠にしているのである。

所属長と任命権者が、災害発生時の業務は「公務上」だとした場合、地公災基金がそれを否定して「公務外」とすることは、一応可能だが、その根拠を挙げることはきわめて困難である。実際には、そのようなことはありえないと言ってよい。実際に、勤務時間外に所定業務でない重量物運搬作業（生徒の電動車椅子の搬出）をおこなった教員が筋断裂（肉離れ）をきたしたのに対し、校長と県教委が「公務遂行中の事故」とした事例では、問題なく公務上と認定され補償が実施されている。

同様にして、所属長と任命権者が、災害発生時の業務は「公務外」と主張している場合、地公災基金がそれを否定して「公務上」であると認定することは（そもそもその動機はないのだが、かりにそうしたいと考えたところで）、職場の具体的状況にうとい基金支部がそれを立証することはほぼ不可能である。

この事案の場合、中心的な論点は、勤務時間外の土曜日に実施される模擬試験について職員会議で決定しているにもかかわらず、校長が勤務時間外の勤務を命じていないと主張していることの当否である。職員会議は「校長の職務の円滑な執行を補助」するために置かれたもので、「校長が主宰する」ものだというのが県教育委員会の立場である（茨城県立学校管理規則、昭和35年5月25日、茨城県教育委員会規則第6号）。この点からしても、職員会議で決定された模擬試験の監督業務について、校長が勤務命令を発していないという主張は成り立たない。

校長の職務を「補助」し、校長が「主宰」する職員会議は、よく言われるような「諮問機関」ではない。

職員会議の議題はすべて校長の「決裁」により可決するのが通例となっている。校長とは区別される「職員会議」という機関があって、校長から「諮問」をうけて検討し結論を答申する、という形式にはなっていない。職員会議が校長とはことなる意思を表示することなどありえないのであって、職員会議は「諮問機関」ですらない。「諮問機関」であれば、校長による意思決定に先立って、なんらかの見解を校長に示すことができるはずである。しかし、校長が「決裁」してはじめて意思決定しようというのでは、「諮問機関」というより校長による専決機関である。いずれにせよ、模試については職員会議では決定されてはいるが、監督業務をおこなえという校長による職務命令は発せられていないなどとはいかにも言えないのである。

模試の監督業務について、みずからの責任回避のために「公務外」と主張した県教育委員会が、いまさら基金の判断を根拠にあげてその公務性を否認するのは、あまりにも無責任な行為であり許されない。

このように、所属長や任命権者が敢えて虚偽を述べているために、それに幻惑されてしまった裁判所は、かなりとんちんかんな論理を提出することになる。判決は、「試験監督に同校の教諭があたるのが職員会議に諮るなどの手続を経て決ま」るのであって、「校長の教諭に対する職務命令という手段によって実施しているのではな」い、と述べている（17頁）。判決文を書いた水戸地裁民事第2部の判事は、学校における校長と職員会議の実態やその関係について、支離滅裂な観念をいदैているようだ。職員会議で決めたことなのに校長がかかわっていないという虚言に幻惑されて、判事は、あたかも自治体の首長と議会の関係のように、校長と職員会議とは、異なった意思を持ち、異なった行為をなしうる別個の2つの機関であるか

のように誤解しているのかもしれない。

ベネッセのアルバイト職員？

模擬試験の監督業務は公務ではない、すなわち県立学校教諭としての職務ではないというのであれば、監督業務はいったい何だったというのか？ 校長による職務命令がないのに教員が監督業務しているとなると、教員はなぜ監督業務をしていたのか？ これが、次に問題になる点である。

2007年夏に実施された基金茨城県支部審査会による審査の過程で基金茨城県支部は、日立二高における模試は株式会社ベネッセが主催するものであり、竹中さんを含む監督者は、すべてベネッセに雇用されていたのだと主張した。監督をおこなった教員はすべてアルバイト労働者だったと申し立てたのである。しかし、それを証する証拠（もともとそんなものは存在しない）を提出しなかったため、支部審査会は「雇用関係を証する資料は確認できず、処分庁〔基金支部〕の主張する民間業者が実施したという事実は確認できない」と、一蹴した（2007年9月）。

ところが、2008年10月の訴訟提起により、被告の地公災基金の訴訟代理人となった弁護士（東京平河法律事務所の橋本勇と羽根一成）は、ベネッセが学校教員を雇用して模擬試験の監督をおこなわせていることを示す証拠書類を発見して、裁判所に提出した。地方公務員法第38条にいう営利企業従事の形で、教員がベネッセのアルバイト従業員として働いていることに関する文書である。これまで見つからなかった「雇用関係を証する資料」を発見したというのである。

ところで、学校教員がベネッセのアルバイト社員として監督業務につくというのは、地方公務員法第38条の規定からして到底許可されるべきものではありえない。そもそも地

方公務員法第38条の趣旨は、「営利企業従事」を原則禁止とし、特別の要件を満たす場合に例外的に承認するものであるというのが、著書の『逐条解説地方公務員法』における、代理人の橋本勇弁護士の主張である（第1次改訂版、2006年、学陽書房、678頁以下）。学校教員が株式会社ベネッセのアルバイト社員として監督にあたるというのは、地方公務員法違反であって、ただちに是正されるべきものである。橋本は、自説によれば到底あってはならない方式が、茨城県ではおおびらに実行されていると主張したのである。

ところで、被告側が提出した証拠文書は、ベネッセが他県ですでに実施している形態を本県にも導入しようと言論んで、2007年春に県内の高校に新たな提案として持ち込んだ文書だった。しかもこの文書は、竹中さんの代理人が、審査会に提出したものである。アルバイト方式は、2007年にベネッセが本県において提案しながら実現しなかったことは、2004年当時の日立二高ではアルバイト方式は採用されていなかったことの証拠となる。これを被告代理人は逆の新証拠だと勘違いして裁判所に提出したのである。

橋本弁護士は、事務所の若手弁護士（羽根弁護士）にまかせきりにして、準備書面の提出の際によく読まずに押印したのかもしれない。元自治省官僚で公務員関係法の権威と目される弁護士らしくもない失態であった。（なお、橋本勇弁護士は裁判途中の2010年4月に地方公務員災害補償基金理事長に就任し、被告側代理人を降りた。）

結局、水戸地裁は、被告側の主張するベネッセ主催論をしりぞけた。しかしながら、学校の実状についての無理解・誤解から模試監督業務の公務性をも否定し、結局のところ、模試監督業務がいかなる雇用形態のもとで、つまり誰が使用者であり、誰が災害補償をおこなう法的義務を

負うのかについて一切あきらかにしなかった。ずさんな判決というほかない。

公務災害補償は不可欠

水戸地裁の判決については、6月25日の朝刊各紙で報道され、模試監督業務の法的問題性、とりわけ公務災害補償の欠如があらためて注目されることとなった。学校の教育活動の一環であり、したがって教員は公務に従事していることはあきらかであるにもかかわらず、公務災害補償の範囲外に放置されている問題をどうすべきか？

地方公務員法第38条による「営利企業従事」は論外としても、茨城県教育委員会の指導にしたがって、教員個人が教育公務員特例法第17条による「教育に関する」兼職の手続をとれば、公務災害補償の可能性は完全に断たれる。兼職手続きをとると監督業務は完全に公務ではなく公務災害補償は受けられない。年度当初に、趣旨についての説明もうけないで捺印したことが、とんでもない不利益につながるのだ。

そこで、それにかわる損害保険に加入すれば大丈夫だという者がいる。しかし、損害保険の補償額はせいぜい数百万円で、最大でも2千万円程度である。本来の公務災害補償制度であれば、一時金および遺族年金あわせて最大で2億円以上の補償がおこなわれる。なにより、損保ではケガとケガによる死亡しか補償されず、疾病の治療費および疾病による死亡は一切補償されない。公務災害補償制度に匹敵し、それに代替可能な保険制度は存在しない。

竹中さんの事件は、東京高等裁判所で審理がおこなわれることになった。この裁判をつうじて、勤務条件の根幹にかかわる重大問題である時間外勤務問題についての取り組みをさらに強めるべきだろう。